

修正日	問番号	旧	新
R4.8.8	4-4	<p>溶液栽培においては、例えば、溶液の成分残量等を確認して溶液の成分濃度を管理することで「ア」土壌診断による施肥設計」に該当するほか、成分割合の改善や溶液交換の時期を延長することで「セ」施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えられます。 (略)</p>	<p>→ 養液栽培においては、例えば、養液の成分残量等を確認して養液の成分濃度を管理することで「ア」土壌診断による施肥設計」に該当するほか、成分割合の改善や養液交換の時期を延長することで「セ」施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当すると考えられます。 (略)</p>
R4.8.8	5-5	<p>(略) 原則として、令和4年6月以前に設定された価格で購入した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。</p>	<p>→ (略) 原則として、令和4年6月より前に設定された価格で購入した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。</p>
R4.8.8	5-8	<p>(略) 本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が不要です。 (略)</p>	<p>→ (略) 本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 (略)</p>
R4.8.9	5-15	<p>令和5年5月までに購入すれば、令和5年6月以降に施肥する肥料の肥料費も支援金の算定の対象となるのか。 (答) 同じ作物については、一般に、毎年、概ね同じ時期に施肥が行われますが、令和4年6月以降(例えば8月)に施肥する肥料の肥料費を支援金の算定に算入した場合は、令和5年6月以降(例えば8月)に施肥する肥料費を二重に算入することはできません。</p>	<p>→ [以下3問に差し替え]</p>
R4.8.9	5-15	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月より前に購入した肥料代金や予約注文した肥料代金は、支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 このため、対象期間より前に請求書や領収書を受領した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。 また、対象期間に請求書や領収書を受領した肥料代金であっても、対象期間より前に予約注文したものや納入・使用した肥料代金は支援金の算定の対象になりません。</p>
R4.8.9	5-16	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月から令和5年5月までの間に予約注文しておけば、令和5年5月より後に使用する肥料であっても、その肥料代金は支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 ただし、対象期間に予約注文し対象期間より後に使用する肥料の肥料代金については、対象期間に予約注文し前年度の同期に使用する肥料代金を支援金の対象にしていない場合に限り、算定の対象とすることができます。</p>
R4.8.9	5-17	<p>[新設]</p>	<p>→ 令和4年6月より前に予約注文を行ったが、注文当時は銘柄ごとの価格が決定しておらず、令和4年6月以降に価格が決定した場合は、その肥料代金は支援金の算定の対象となるのでしょうか。 (答) 今回の対策では、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。 このため、対象期間において価格が決定した場合は、価格の決定時期が分かる書類等を提出していただければ、その肥料代金を算定の対象とすることができます。</p>
R4.8.19	2-14	<p>[新設]</p>	<p>→ 推進事業費を活用して事業実施主体が委託等の契約を行う場合は、競争入札ではなく随意契約でもよいのでしょうか。随意契約の場合、見積合わせは必要でしょうか。 (答) 推進事業費を活用して事業実施主体が委託等の契約を行う場合は、原則として、一般競争入札を行うことが必要です。 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。</p>

修正日	問番号	旧	新
R4.8.19	4-3	(略) このため、令和4年度においても、有機農産物や特別栽培農産物の認証を受けている、環境保全型農業直接支払いの交付を受けているなど、化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとします。	→ (略) このため、令和4年度においても、有機農産物や特別栽培農産物の認証を受けている、環境保全型農業直接支払いの交付を受けているなど、 <b>全作付面積の半分以上を占める作物(以下「代表的な作物」という)又はこれに準ずる作物群のうちの2品目以上</b> で化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとします。
R4.8.19	4-3(2)	[新設]	→ 有機栽培農家等について、認証を受けている証明書を確認できれば化学肥料低減計画書の提出は不要か。 (答) 有機栽培等化学肥料低減に相当程度の実績がある参加農業者についても、化学肥料低減計画書の提出は必要です。 この場合、①化学肥料低減計画書の作付概要欄に有機栽培等に取り組む作物を「キャベツ(有機)」等と記入した上で、②有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出してください(取組のチェック欄は空白のままです)。
R4.8.19	4-5	農業者ごとに、主要な作物について実施していただくこととします。 実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。	→ 全作付面積の半分以上を占める作物(代表的な作物)があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合は、これに準ずる作物群のうち <b>2品目以上</b> で取り組んでいけばよいこととします。 取組の実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。
R4.8.19	4-5(2)	[新設]	→ 化学肥料低減計画書の作付概要欄の記載について、作付面積についてはすべての作物について記載する必要があるのか。 (答) 秋肥・春肥ごとに当該肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。その他の作物についてはまとめて「その他」として記載し、合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入してください。
R4.8.19	5-8	令和4年6月から令和5年5月までの間に農業者が購入した肥料費に対して、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 肥料費の上昇分の3割を超えて補助されている場合は、以下の算定式により算出される調整額を、本事業における支援金の額から控除したものが支援金の額となります。(調整額が負の数の場合の調整額は0となります。)  調整額＝補助金等の額－{(当年の肥料費－前年の肥料費)×0.3}	→ 令和4年6月から令和5年5月までの間(「対象期間」といいます。)に農業者が購入した肥料費に対して、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、今後交付されることが決定しており、本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合は調整が必要です。 肥料費の上昇分の3割を超えて補助されている場合は、以下の算定式により算出される調整額を、本事業における支援金の額から控除したものが支援金の額となります。(調整額が負の数の場合の調整額は0となります。)  調整額＝補助金等の額－{(当年の肥料費－当年の肥料費÷価格上昇率÷0.9)×0.3} なお、国や地方自治体からの補助金等が支援対象とした肥料費の期間が、対象期間と一部だけ重複しており、かつ、調整額が「0」とならない場合は、個別に調整額を検討する必要があることから、地方農政局等に御相談ください。
R4.8.19	5-8(2)	[新設]	→ 前問の回答に「本事業における支援金とこれらの補助金等が重複している場合」とありますが、これに該当するかどうかの考え方を教えてください。 (答) 本事業における支援金を交付予定の参加農業者が、代金を支払ったか支払うことが確実な肥料費に対して、直接、国や地方自治体からの補助金等が交付されているか、または、今後交付されることが決定しているかで判断します。 このため、例えば、 ① 肥料費分を区分せずに肥料以外のコストを含めて支払われた補助金等 ② 前問の対象期間以外の肥料費に対して支払われた補助金等 については、本事業の支援金の調整の対象とはなりません。

修正日	問番号	旧	新
R4.8.23	2-14	(略) 2 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。	(略) 2 ただし、一般競争入札ができない場合は、その理由を整理した上で随意契約を行うことができます(例:早期に事業を執行するために随意契約とする、契約先が1者しかない等)。随意契約を行う場合は、できる限り見積合わせを行うようにしてください。
R4.8.23	2-15	[新設]	→ 推進事業費を活用して事業実施主体が派遣職員を採用することはできませんか。 (答) 推進事業費を活用して事業実施主体が派遣職員を採用し、本事業に係る事務に従事させることは可能です。(費目は賃金等)
R4.8.23	2-16	[新設]	→ 新規就農者のために農産物の販売実績がない農業者が使用する肥料費は支援金の対象になりますか。 (答) 新規就農者であって農産物の販売実績がない場合であっても、例えば農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した肥料を使用した農産物の販売が見込まれることが明らかな場合は、当該肥料費を支援金の対象とすることができます。
R4.8.23	2-17	[新設]	→ 施肥に係る作業を受託している組織など、農産物の販売実績はないが肥料を使っている組織の肥料費は、支援金の対象になりますか。 (答) 作業受託組織等にあつては、支援金の申請に当たって作業請負料金などに肥料費の上昇分を計上していないことを示していただくことで、当該組織等が使用する肥料費を支援対象とすることができます。 具体的には、地方農政局等にお問い合わせ願います。
R4.8.23	5-5	(略) 原則として、令和4年6月より前に設定された価格で購入した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。	→ (略) 原則として、令和4年6月より前に注文した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。
R4.8.23	5-5(2)	[新設]	→ 予約せずに肥料を購入した場合、注文書などはありませんが、支援金の申請にはどのような書類等が必要ですか。 (答) 予約せずに肥料を購入した場合は、令和4年6月から令和5年5月までの間(以下「対象期間」といいます。)に購入した肥料代金を支援金の算定に使用しますので、購入時期がわかる請求書又は領収書などを提出してください。 なお、この場合、対象期間内に予約注文しても次年度の同期に使用する肥料代金は支援金の対象にならないので、御注意ください。
R4.8.23	5-5(3)	[新設]	→ 申請時に必要な請求書又は領収書については、例えば、肥料販売事業者が作成した請求額の一覧でも良いでしょうか (答) 支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。 このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。 なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。 一覧で対応する場合、あらかじめ都道府県協議会や地方農政局等にお問い合わせください。
R4.8.23	5-9	値上げ前の価格で令和4年6月以降に購入した肥料の肥料費についても、支援金の算定に使用して良いか。 (答)(略)	→ 値上げ前の価格で注文し、令和4年6月以降に納品・購入した肥料の肥料費についても、支援金の算定に使用して良いか。 (答)(略)

修正日	問番号	旧	新
R4.8.30	5-18	[新設]	<p>支援金の算定に用いる肥料費について、農協や肥料販売店が各種の割引が行われる場合の注意点について教えてください。 (答) この支援金は、本年秋肥と来年春肥の価格の高騰により、これを購入した農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するために措置するものです。 → このため、支援金の交付を受け、領収書等に記した金額を支払った後に、販売店等から金品を受け取る行為は禁止されています。 例えば農協では肥料の早期予約者や大口契約者などに対して後戻し奨励金が措置されている場合がありますが、支援金の算定に用いる肥料費(請求書等の額)は、当該奨励金等を控除した後の肥料代金とする必要があります。(なお、事業協同組合全体において剰余金の処分として行われる配当については、一般に当該控除の対象にはならないと考えています。)</p>
R4.8.30	3-3(2)	[新設]	<p>JAとJA部会は、それぞれ「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」となることはできますか。また、地域再生協議会は「取組実施者」となることはできますか。 (答) → 申請者と審査等を補助する者が同一組織の場合、審査等の適正性が妨げられるおそれがあるため、同一組織が「取組実施者」と「県協議会からの事務受託組織」の両方の役割を担うことはできません。一般にJA部会はJA内に設置される組織であるため、両方の役割を担うことは難しいと考えています。</p>
R4.8.30	3-5	<p>一戸一法人は、取組実施者になれるのか。 (答) 一戸一法人であっても、他の農業者(法人を含む)と5戸以上でグループを構成することで、取組実施者となることができます。</p>	<p>農業法人は、単独で取組実施者になれるのか。 (答) → 事務負担の軽減等の観点から、基本的には、農業法人であっても他の農業者と同様に農協や肥料販売店などでまとめて事業にグループ申請していただくことを考えております。 ただし、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能です。</p>